

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第 8 2 0 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和元年12月20日（金曜日）午前10時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 第三会議室

3. 出席者（17名）

1 番 田村 磨利	3 番 濱田 頼之	4 番 山本 欣史
5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美	7 番 澤田 誠規
8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司	10 番 寺田 巧
11 番 羽賀 大透		

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	6 番 山本 大	7 番 浦田 久永

4. 欠席者（2名）

2 番 山口 一晴	5 番 細川 秀信
-----------	-----------

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

6. 付議案件

議案第1号 農地法第5条許可申請審査について

議案第2号 宿毛市農用地利用集積について

○議 長 (会長あいさつ)

これより第820回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、8番今津久雄委員、9番小島久司委員にお願いします。

なお、2番山口一晴委員、5番細川秀信委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議 長 これより議事に入ります。

○議 長 議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第1号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

受付番号25番、所在地二ノ宮、位置図は2ページになります。二ノ宮橋を渡り左折し河原谷川に沿って進んだ左側の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保でき民家からも離れていることから申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は762.00㎡。資金計画といたしましては、土地取得費50万円、土地造成費50万円、太陽光発電設置費1,050万円、自己資金1,150万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、受付番号26番、所在地二ノ宮、位置図は2ページになります。二ノ宮橋を渡り左折し河原谷川に沿って進んだ左側の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保でき民家からも離れていることから申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は 1573.00 m²。資金計画といたしましては、土地取得費 20 万円、土地造成費 50 万円、太陽光発電設置費 1,000 万円、自己資金 1,070 万円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、受付番号 27 番、所在地大島、位置図は 3 ページになります。

大島橋を渡り咸陽島方面進み右折した貝崎水産の乾燥場前の土地になります。

転用目的は、帰省した息子と同居することになり自宅近くの申請地に駐車場を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

駐車場の設置に伴う農地の転用面積は 128.16 m²。資金計画といたしましては、土地取得費 20 万円、自己資金 20 万円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号 25 番及び 26 番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 **【議案書をもとに 25 番及び 26 番朗読】**
山本委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号 27 番について、大島地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 **【議案書をもとに 27 番朗読】**
山口委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の3件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は4ページになります。今回は2件です。2件とも利用権を設定する者及び設定を受ける者が同一ですので、一括して説明させていただきます。

番号62番は新規設定、番号63番はこれまで利用権が設定されておりましたが去る10月31日付けで解約手続を行い、相手方を変更し新たに設定を行うものです。

場所はいずれも大字押ノ川。西押ノ川バス停付近、国道56号線沿いの農地2筆になります。地目は田。芋と生姜を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」2件は、市に通知することに決しました。

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。

番号20番。申請場所、所在地平田町戸内。登記地目畑。地図の方は6ページになります。場所は、主要地方道土佐清水宿毛線を三原方面に進み戸内川橋を渡り右折し奥に入った土地で平成14年頃、一般住宅を建築し現在に至る。

以上1件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号20番について、戸内地区担当の私の方から説明いたします。

○会 長 **【議案書をもとに20番について朗読】**

会長より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明 1 件につきましては、審議の結果問題ないということで、
適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明 1 件は、証明することに決しました。

○議 長 つきまして、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施について
を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局員 お手元の資料をご覧ください。このことにつきましては、先月の総会でも
お知らせし、その都度法令順守の注意喚起を行いました。相次ぐ不祥事を受けて、
去る 11 月 28 日に東京都で開催されました令和元年度全国農業委員会
会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し
合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を
図っていくことを確認いたしました。

つきましては、配布資料にあります本申し合わせ決議の趣旨に則り、
全ての農業委員会で法令順守の決議を総会にて実施するよう通知が来て
おります。

申し合わせ決議(案)を読み上げ、提案に代えさせていただきます。

(申し合わせ決議文を読み上げる)

宿毛市農業委員会としましても本日の総会にて、決議の実施について
審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 只今の説明についてご意見はありませんか。

(協議中)

○議 長 他に意見はありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長 長 それでは、採決をいたします。
只今、事務局より説明のありました「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施について、決議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 長 異議なしということですので、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」については、議決されました。

- 議長 長 事務局より報告事項があります。

- 事務局長 (県に送付した結果の報告について)
第818回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第5条申請(受付番号19・20号・23号)について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

- 事務局員 続きます、事務局から6点報告いたします。
(農業委員会組織による「令和元年台風19号等災害義援金」の募集について)

このことにつきましては、先月の総会にてご案内のとおり、農業委員会組織として被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日でも早い復興を支援するため全国農業会議所等が作成しました「令和元年台風19号等災害支援金」募集要項のとおり義援金の募金活動を実施することとなりました。

先月の総会にて呼びかけを行ったところ、これまでに趣旨にご賛同いただきました委員の皆さま方から義援金が寄せられております。お預かりしました義援金は事務局で取りまとめのうえ送金することとしております。

なお、義援金の募集期間は本日までとなっております。趣旨をご理解いただきご賛同いただける方は、1口1,000円にて受付しておりますので義援金募集への取り組みにご協力をよろしくお願いいたします。

(農業祭での農業者年金相談コーナー開設のお礼について)

1点目は、先日開催されました農業祭についてのお礼です。当日は天候

にも恵まれ、農地・農業者年金相談コーナーの開設に際し、会長をはじめ加入推進委員さん、また、農業祭へスタッフで参加されておりました委員のみなさまありがとうございました。お疲れさまでした。

相談コーナーでは、事務局と加入推進部長の山口委員、加入推進委員の田村委員と共に相談へ対応し1名の方と面談を行いましたので、ご報告いたします。今後も引き続き加入推進の取り組みとして今年度あと1名の新規加入を目指して目標達成に向けて、引き続き委員の皆さまから若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますよう、お願いいたします。

(源泉徴収票について)

2点目は、令和元年分の源泉徴収票についてのお知らせです。

令和元年分の源泉徴収票は、次回総会議案送付時であります1月20日(月)に、同封の予定ですのであわせてお知らせいたします。

(来年の農業委員手帳の配布と活動記録簿の提出について)

次に3点目はお手元に配布しております、来年度の農業委員手帳についてです。

手帳については、見開き1週間、前年12月始まりのダイアリーには農業委員会活動の予定と結果を記入できます。委員の身分証明書が付いていますので、農地法に基づく立入調査等など農業委員会活動の際の身分証明として活用いただけます。付録資料として、改正された農業委員会制度の概要、農地法3・4・5条の許可基準や基盤法の利用権設定の条件、遊休農地対策などの概要をコンパクトに掲載。最新統計や関係機関の連絡先も載っており、農業委員会活動に必携の手帳です。どうぞ有効にご活用ください。

また、タオルと笛につきましては、あわせてお持ち帰りください。

続きまして、本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。

また、現在使用しております記録簿は来年3月末まで使用し、4月からの新年度は新しい記録簿を配布予定ですのでお知らせいたします。

今後も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたしますので、日頃の活動の記録について、記録簿への記載漏れがないようご注意願います。

(人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施について)

続きまして人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施についてです。このことにつきましては、7月総会でスケジュールや内容を説明し9月からアンケート調査をスタートしており、現在それぞれ取り組みを進めていただいている事と思います。

調査実施にあたり、委員の皆さまへは調査の進め方とあわせてアンケート用紙と一緒に配布させていただきました。委員の中には既に調査票を配布、回収し事務局へ提出いただいたところもあります。

アンケート調査の期間は来年3月末までとなっており、今後も引き続き行っただき、記入後のアンケート用紙は、事務局にて集計を行いますので、お手数ですが事務局まで提出をお願いいたします。

(次回総会の日程について)

最後に次回総会の日程をお知らせします。総会は1月27日(月)午後3時30分からの開会です。提出議案は1月7日(火)に締め切り、議案送付日は20日(月)の予定です。

また、総会終了後、新年会を予定しておりますので、あわせてご出席をお願いします。出欠の確認を含め場所など詳細につきましては、議案送付時にあわせてお知らせいたします。

事務局からは以上です。

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて議了いたしました。これで第820回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午前11時30分閉会

令和元年12月20日

会　長

農業委員

農業委員